

半日入浴特化型デイサービス 南風運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 南風が開設する半日入浴特化型デイサービス 南風(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護サービス、通所介護相当サービス(以下「指定地域密着型通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が要介護又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、介護保険法その他関係法令及び福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守し、利用者の人格及び人権を尊重するとともに、その心身の状況等に配慮した適正かつ健全な事業運営に努めるものとする。

2 当事業所は、利用者の有する能力を最大限に活用しつつ、その心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、利用者及びその家族の意向を尊重した個別性の高いサービスを提供することにより、自立した日常生活の維持及び向上を図ることを基本方針とする。

3 当事業所は、半日型の指定地域密着型通所介護等事業所として、入浴を中心とした支援を行い、利用者の清潔の保持及び心身の安定の確保に資するとともに、家族等の介護負担の軽減に資するよう努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名 称 半日入浴特化型デイサービス 南風
- (2) 所在地 京都府福知山市駅南町2丁目265番地

(通所介護従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 通所介護従事者の職種・員数及び職務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(生活相談員、介護職員と兼務)

管理者は、通所介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、他の通所介護従事者と協力して地域密着型通所介護計画又は通所介護相当サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護等の提供にあたる。

- (3) 介護職員 1名以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護等の提供にあたる。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月4日、8月14日から16日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分から午後1時00分
午後2時30分から午後5時30分

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日20人とする。(午前の部10名 午後の部10名)

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。利用者の状態に応じて衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な身体の介助を行う。

(2) 排泄に関すること

排泄時見守り、おむつ交換等必要な排泄介助を行う。

(3) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。

(4) 生活動作に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生活面での指導や助言を行う。活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持向上、自信の回復や情緒の安定を図る。

(5) 健康チェックに関すること

血圧、体温、脈拍の測定等、健康チェックを行う。

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(7) 送迎に関すること

自宅と事業所間の送迎サービスを実施する。移動、移乗動作の介助を行う。

(8) その他

利用者の心身の状態に応じて、必要な支援及びサービスを提供する。養護、医療機関などとの連携した支援、その他必要な介護を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第 8 条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービス利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等と連携し、必要な措置を講ずる。

(地域密着型通所介護計画又は通所介護相当サービス計画の作成等)

第 9 条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族の介護状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画又は通所介護相当サービス計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画又は通所介護相当サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日、内容、当該指定地域密着型通所介護等について、介護保険法第 42 条 2 第 6 項又は第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な事項をサービス提供記録に記載する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第 11 条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割の額とする。

- 2 指定地域密着型通所介護等の利用者は、事業所に別途契約書で指定する方法により納入することとする。
- 3 指定地域密着型通所介護等のサービスをキャンセルした場合は、別途重要事項説明書に記載のキャンセル料を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、福知山市(南陵及び桃映生活圏域)とする。上記以外の地域に居住する者で指定地域密着型通所介護等のサービスの希望があった場合には、事前の相談を必要とする。

(指定地域密着型通所介護等の利用契約)

第 13 条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者及び家族等に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者は指定地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、消防法に規程する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年 1 回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 通所介護従事者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び通所介護従事者の健康管理等)

第 17 条 事業所は、指定地域密着型通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する。

2 事業所は、通所介護従事者の感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに労働基準監督署の定めのとおり、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護について)

第 18 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は個人情報利用同意書にて同意を得た上で、利用する。

(秘密保持等)

第 19 条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 20 条 管理者は、提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びその家族に説明する。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、通所介護従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 事業所は、通所介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 通所介護従事者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者及びその家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス提供票、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 南風が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 4 日より施行する。